

危険器具の指定について

～青少年への販売等禁止～

青森県では、青森県青少年健全育成条例（昭和54年青森県条例第34号）第12条第2項に基づき、下記の危険器具を指定します。

指定・告示

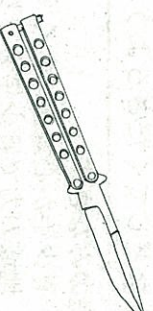
平成21年4月24日指定・青森県告示第302号

名 称 等

参 考 形 状

一般にバタフライナイフと称されている刃物

折りたたみ式の刃物であって、さやが左右に分かれて開くことによって開刃するもののうち、刃体の先端部が著しく鋭いもの



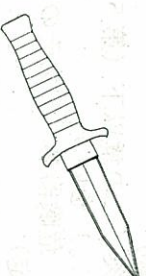
一般にサバイバルナイフと称されている刃物

刃体がつまみに固定された刃物であって、みねの全部又は一部の形状がのこぎり状であるもののうち、刃体の先端部が著しく鋭いもの



一般にダガーナイフと称されている刃物

両刃の刃物であって、刃体の形状がしのぎに対し左右均整であるもののうち、刃体の先端部が著しく鋭いもの

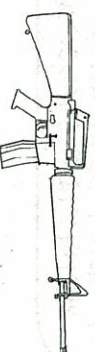
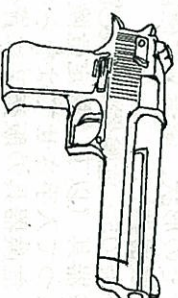


一般にエアガン又はエアソフトガンと称されている銃

圧縮した気体を使用して弾丸を発射する機能を有する銃のうち、次に掲げるものに基づき算出することにより測定した弾丸の運動エネルギー（単位は、ジュールとする。）の値が、当該弾丸を発射する方向に垂直な当該弾丸の断面であって当該弾丸の前端からの距離が0.3cm以内のものに係る面積（単位は、 cm^2 とする。）のうち最大のものに0.5を乗じた値以上となるもの

1 水平方向に発射された弾丸が弾道の上における銃口から水平距離でそれぞれ0.75mの点と1.25mの点との間を移動する速さを、室内においてその温度が20℃から35℃までのものである場合に測定したときにおける測定値

2 弾丸の質量の測定値



- 単位面積当たりの弾丸の運動エネルギーの値が0.5 J/ cm^2 以上となるものが規制の対象となります。
- これを、6mm BB弾に換算しますとおおむね0.135 Jを超えるものとなります。
- 目安としては、対象年齢が18歳以上用として市販されているエアガン又はエアソフトガンが規制の対象となります。

販売業者のみなさまへ

青少年に指定危険器具を販売し、貸し付け、贈与し、又は交換によって入手させてはいけません。違反すると20万円以下の罰金又は科料に処せられます。販売等の際には身分証明書等により年齢を確認するようお願いいたします。

【刃物販売店へのお願い】

指定危険器具以外の刃物を販売する場合

- であっても、
- ①使用目的を確認する
 - ②正当な理由なく刃物を持ち歩くことは犯罪であることを教える
 - ③保護者の同意を確認したり、場合によっては保護者の同行を求めるなどしていただくようお願いいたします。

【エアソフトガン販売店へのお願い】

青少年以外の者に販売する際も、

- ①人や動物に向けて撃たない
 - ②イタズラのつもりでも処罰される場合がある
 - ③周囲に人がいるような場所での射撃はしない
- など取扱以上の注意事項について指導していただくようお願いいたします。

県民のみなさまへ

青少年が心豊かでたくましく成長するには、地域の皆さまのご理解とご協力がかかせません。地域の力で青少年を守り、育みましょう。

保護者のみなさまへ

「刃物等」を相手に向けないなど道具としての正しい使用方法を身につけさせましょう。お子様に、指定危険器具を持たせないようにしましょう。

青森県青少年健全育成条例：一部抜粋

(定義)

第11条 この章以下（第5章を除く。）において「青少年」とは、18歳未満の者（婚姻した者を除く。）をいう。

(3) 危険器具 刃物その他の人に危害を加える器具として使用することができる物

(指定)

第12条 知事は、図書類、興行及び広告物でその内容が次の各号のいずれかに該当するものを指定することができる。

- (1) 著しく青少年の性的感情を刺激し、かつ、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるもの
- (2) 著しく青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、かつ、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるもの

2 知事は、特定がん具類でその形状、構造又は機能が前項第1号に該当するもの及び危険器具でその形状、構造又は機能が同項第2号に該当するものを指定することができる。

(危険器具)

第13条の5 危険器具の販売又は貸付けを業とする者は、第12条第2項の規定により指定された危険器具（以下「指定危険器具」という。）を青少年に販売し、貸し付け、贈与し、又は交換によって入手させてはならない。

2 危険器具の販売又は貸付けを業とする者は、指定危険器具以外の危険器具でその形状、構造又は機能が第13条第3項第2号に該当するものを青少年に販売し、貸し付け、贈与し、又は交換によって入手させないように努めなければならない。

(罰則)

第30条

3 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金又は科料に処する。

- (1) 第13条第2項、第13条の2第2項、第13条の3第1項、第13条の5第1項、第15条の2、第15条の3第1項又は第15条の6の規定に違反した者

青森県環境生活部青少年・男女共同参画課

〒030-8570 青森市長島1丁目1番1号 TEL 017-734-9224 FAX 017-734-8050

URL <http://www.pref.aomori.lg.jp/life/family/> E-mail seishonen@pref.aomori.lg.jp

